

船舶事故調査報告書

平成23年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成23年8月21日 06時45分ごろ～08時55分ごろの間）
発生場所	不明（山口県下関市安岡漁港～下関市蓋井島南東方沖（蓋井島灯台から真方位138° 3.6海里（M）（北緯34° 03.2′ 東経130° 49.9′））付近）
事故調査の経過	平成23年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 松福丸、3.6トン YG3-56606（漁船登録番号）、個人所有 10.37m（Lr）×2.55m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成8年6月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月19日 免許証交付日 平成20年10月29日 （平成26年1月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	機関等が濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年8月21日06時45分ごろ下関市安岡漁港を出港し、前日に仕掛けていた建網を揚網するために蓋井島南東端の源蔵ノ鼻から109°（真方位、以下同じ。）1,750m付近にある水島（水上岩）付近に向かった。 本船は、08時55分ごろ、北緯34° 03.2′ 東経130° 49.9′（水島から161° 2.2M）付近において、下関市角島付近の釣り場から関門港へ向けて帰航中の遊漁船により、船底を上にして転覆した状態で漂流しているところを発見された。 遊漁船の船長は、海上保安庁へ通報するとともに、巡視艇が到着するまで本船発見場所で乗船者の捜索を行った。 巡視艇等による捜索の結果、船長は、10時29分ごろ本船発見場所付近において漂流しているところを警察艇により発見された。 船長は、死亡が確認され、死因は溺死と検案された。 本船は、僚船により安岡漁港へえい航された。

(1) 気象

① 気象観測値

本船発見場所から245° 5.6M付近に位置する福岡県北九州市若松区白島（男島）での本事故発生時間帯の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		降水量 (mm)	気圧 (hPa)
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)		
06:00	E	6.2	E	8.2	1.0	1006.9
06:10	E	7.0	E	9.6	1.0	1006.0
06:20	ESE	9.7	ESE	12.6	1.5	1005.4
06:30	ESE	12.3	ESE	13.5	0.5	1005.2
06:40	ESE	11.5	ESE	15.1	1.5	1004.5
06:50	SE	13.5	SSE	16.4	2.0	1004.5
07:00	S	18.7	S	25.1	1.0	1005.3
07:10	NW	24.6	NW	39.4	2.5	1002.7
07:20	N	22.1	NNW	27.2	0.0	1004.2
07:30	N	16.9	N	23.3	0.0	1005.1
07:40	NNE	12.9	NNE	16.1	0.0	1005.6
07:50	NNE	10.5	NNE	14.2	0.0	1006.2
08:00	NNE	8.0	NE	9.8	0.0	1006.4
09:00	N	6.0	N	7.3	0.5	1007.2

② 本船発見場所から161° 6.5M付近に位置する下関市彦島所在の台場鼻灯台での本事故発生時間帯の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	風向	風速 (m/s)
05:55	E	4
06:25	E	6
06:55	SSE	13
07:25	S	7
07:55	E	2
08:25	SSW	4
08:55	SW	7

③ 注意報等の発表状況

a 下関地方気象台

(a) 21日05時38分、山口県西部に大雨洪水警報及び雷強風注意報が発表された。

(b) 21日05時56分、大雨と落雷及び突風に関する山口県気象情報第2号が発表された。

- ・ 大気の状態が非常に不安定となっている。
- ・ 山口県では21日朝から昼前にかけて、局地的に雷を伴った非常に激しい雨の降るおそれがある。
- ・ 落雷や竜巻などの激しい突風に注意すること。

	<p>(c) 21日07時11分、山口県竜巻注意情報第1号が発表された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県では、竜巻発生のおそれがある。 ・竜巻は積乱雲に伴って発生する。 ・雷や風が急変するなど積乱雲が接近する兆しがある場合、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。 <p>b 福岡管区気象台 21日06時06分、福岡県竜巻注意情報が発表された。</p> <p>④ 災害現地調査報告（福岡管区気象台）によれば、次のとおりであった。</p> <p>8月19日から九州北部に前線が停滞していた。8月21日明け方から朝にかけて、この前線上を低気圧が通過し、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、九州北部では大気の状態が非常に不安定となった。</p> <p>⑤ 平成23年竜巻注意情報の発表状況（気象庁ホームページ）によれば、次のとおりであった。</p> <p>a 8月21日07時10分ごろ山口県下関市では、17～32m/s（約15秒間の平均）の突風が吹いた。</p> <p>b 8月21日06時10分頃～06時41分頃、福岡県久留米市で17～32m/s（約15秒間の平均）の、福岡市で33～49m/s（約10秒間の平均）の突風がそれぞれ吹いた。</p> <p>(2) 海象 海上 荒天（波高不明）、海水温度 約27.5℃</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、出漁前にテレビの天気予報及び下関地方気象台（音声自動応答）から気象及び海象に関する情報を入手していた。</p> <p>船長は、約54年間漁業に従事しており、ふだんは家族と2人で建網漁を操業していたが、本事故当日は、家族は別の漁船で他の漁業に従事していた。</p> <p>船長は、健康状態は良好であり、Tシャツ及び雨衣（ズボン）を着用し、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>本船は、発見されたとき、機関のスタータースイッチが始動位置、クラッチレバーが前進位置、スロットルレバーが低速位置となっていたが、船体には他船等と衝突した痕跡はなかった。</p> <p>本船は、ふだんは約10ノットの速力で航行していた。</p> <p>本船を発見した遊漁船は、角島沖の釣り場に向けて北進中、他の遊漁船から突風が吹いて操船が難しいとの情報を受け、反転して帰途についていた。また、僚船は、本事故当日の出漁を見合わせていた。</p> <p>本事故当日には、本事故のほか、06時40分ごろ蓋井島北方沖で他の漁船1隻（総トン数2.7トン）が、また、07時40分ごろ同島南西沖でプレジャーボート1隻（長さ6.7m）が転覆した。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">不明</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 2px;">不明</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 2px;">本船は、06時45分ごろ安岡漁港を出港後、08時55分ごろ蓋井島南東方沖で転覆した状態</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	本船は、06時45分ごろ安岡漁港を出港後、08時55分ごろ蓋井島南東方沖で転覆した状態
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	本船は、06時45分ごろ安岡漁港を出港後、08時55分ごろ蓋井島南東方沖で転覆した状態								

	<p>で発見されたことから、この間において、突風を伴う風速20m/sを超える風を受けたことから、転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>白島（男島）での本事故発生時間帯の気象観測値及び平成23年竜巻注意情報の発表状況から、蓋井島付近では、07時10分ごろに風向が南寄りから北西～北寄りに変化するとともに、突風を伴う風速20m/sを超える風が吹いた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、落水したものと考えられるが、落水に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、溺死したことから溺水したものと考えられるが、溺水に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、安岡漁港を出港後、蓋井島南東方沖において、突風を伴う風速20m/sを超える風を受けたため、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び海象に関する情報を入手し、荒天が予想される場合には、出漁をしないこと。 ・ 出港後においても、気象、海象情報を入手し、荒天が予想される場合には、早期に最寄りの漁港などに避難すること。 ・ 救命胴衣を着用すること。